

大学等連携推進法人の認定をしたので、大学等連携推進法人の認定等に関する規程（令和3年文部科学省告示第17号）第5条の規定に基づき公示する。

令和6年3月28日

文部科学大臣 盛山 正仁

一般社団法人名	社員である大学の設置者等名	大学等連携推進業務の区分
高等教育ネットワーク岐阜	国立大学法人東海国立大学機構 学校法人岐阜済美学院 岐阜市	連携開設科目 その他
ヒロシマ平和研究教育機構	国立大学法人広島大学 公立大学法人広島市立大学 広島市 公益財団法人広島平和文化センター	共同研究 その他